

◆審議事項②

条	条文（素案その２）
第２条 （定義）	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。 (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (3) 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別をいう。 (4) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。
第３条 （基本理念）	人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという「人権尊重」を基本的な考え方とし、すべての人の人権が尊重される社会を実現することを目指して取り組まなければならない。
第４条 （人権侵害行為の禁止）	何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

<これまでの経緯>

○当初事務局（素案）・・・別表を参照

○第３回審議会前・・・別表を参照

○第３回審議会での意見

【第２条】

- ・不当な差別のところにカテゴリーを並べる必要があるのか。人権問題を考える時に、差別からだけを見た人権問題では対応できないと思っている。
例えば、労働者の権利や子どもの権利がある。不当な差別を定義することについて問題を感じており、必要無いのではないか。
- ・属性がある人は権利侵害を受けやすい。
後段の「不当な区別、排除又は制限」はわかりづらいという印象もある。

【第３条】

- ・「不当な差別」を除けても基本理念に全く影響はないと思う。

【第4条】

- ・「不当な差別」をどう表記するのか、差別させない側の立ち位置で書くのか、差別を受けた側の立ち位置で書くのか検討を要する。

○素案その2・・・別表を参照

◎第4回審議会前の意見

【第2条】

- ・(3)(4)に不当な差別という表記が重なっている。何を定義しているのか書き分けが必要。
- ・日本国憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」を基本として、その後に新たな人権課題として認識され、個別差別解消法が施行されている属性に対する社会問題としての差別を明記する必要がある（「障害者差別解消」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「ハンセン病基本法・家族補償法」「LGBT理解増進法」など）。

<修正案①（参考：三重県、国立市、丸亀市の人権条例）>

(3)不当な差別

「人種、国籍、民族、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、被差別部落出身、感染症等の疾病その他の事由を理由とする差別をいう。」

<修正案②（参考：法務省「令和5年版人権教育・啓発白書」）>

(3) 不当な差別

「女性、子ども、高齢者、障害のある人、被差別部落出身、アイヌの人々、外国人、感染症、ハンセン病元患者やその家族、犯罪被害者やその家族、拉致被害者、性的指向、性自認その他の事由を理由とした差別」

- ・「不当な差別」と「人権侵害行為」のカテゴリー分けは、もう少し検討が必要ではないか。「差別行為」そのものが「人権侵害行為」であるとも考えられる。「人権」の概念の規定を「憲法」に拠るべきだと思う。

【第3条】

- ・<修正案>

「人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、不当な差別を受けることなく、かけがえのない個人として尊重されるという考えの下、すべての人の人権が尊重される社会を実現することを目指して取り組まなければならない。」

【第4条】

- ・大事な項目なので、もう少し詳しい説明があった方がよいのではないか。

(兵庫県加西市 加西市人権尊重のまちづくり条例を参考)

第4条

何人も、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢、出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

- 2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

<審議事項>

【第2条】

1. 第4回審議会前の意見聴取では、事務局案（素案その2）通りとの回答が多数であったが、「不当な差別」、「人権侵害行為」の言葉の意味する範囲について、審議会及び事務局での見解の統一が必要。
2. 言葉の意味する範囲についての見解統一後に、条文内容について再度審議。
（第4回審議会前の意見聴取では、事務局案（素案その2）通りとの回答が多数であった。）

【第3条】

1. 第4回審議会前の意見聴取では、修正案が提示された。
第4回審議会前の意見聴取では、事務局案（素案その2）通りとの回答が多数であったが、事務局案（素案その2）通りとするのか、修正案又は他の内容とするのか。

【第4条】

1. 第4回審議会前の意見聴取では、もう少し詳しい説明があった方がよいのではないかとの意見があった。
第4回審議会前の意見聴取では、事務局案（素案その2）通りとの回答が多数であったが、事務局案（素案その2）通りとするのか、他の内容とするのか。